

[事案 2022-255] 新契約取消請求

・令和5年8月7日 裁定打切り

<事案の概要>

自分の知らない契約であることを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年3月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人とは会っていないので、保険の申込みはしておらず、申込書に署名捺印していない。
- (2) 申込書の筆跡は自分のものではなく、家族が代筆した事実もない。捺印の印影も自分のものとは異なり、職業欄の仕事の内容に「営業」とあるが、営業の仕事はしていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書の筆跡は、契約成立に争いのない転換前契約の申込書の筆跡と酷似している。また、転換前契約の印影は、本申込書の印影と同一である。
- (2) 本契約の締結時には、健康管理証明書および団体加入通知書の提出が必要となるところ、これらの書類は申立人本人の承諾なく取得できないことから、申立人には、契約を締結する意思があった。
- (3) 契約成立後、申立人に対して保険証券を送付し、年1回、契約内容を記載した書面を送付してきた。また、申立人は、平成13年5月支払分から保険料の支払方法を団体扱から口座振替に変更しており、こうした機会を通じて本契約の成立を認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申込書が、本人の意思によらずに作成されたものであるか否かを明らかにするためには、少なくとも、募集人を証人として呼び出した上で、裁判所と同様の厳格な証拠調べ手続によることが必要不可欠と思われる。
- (2) また、筆跡鑑定も必要になると思われるが、裁判外紛争解決機関である当審査会には、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続は設けられていないことから、当審査会において事実認定を行うことは、制度上不可能である。